

県基本方針新旧対照表

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;"><b>農業経営基盤の強化の促進に関する 基本方針</b></p> <p><b>1 基本方針策定及び見直しの趣旨</b></p> <p>平成5年8月制定された農業経営基盤強化促進法においては、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体が、地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を図り、農業経営基盤の強化を推進するための措置を総合的に講ずることとされている。</p> <p>このため、平成6年3月に県では「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」を策定、<u>さらに、平成12年及び平成17年に見直しを行い</u>農業経営基盤の強化のための各般の施策に取り組んできたところである。</p> <p>国においては、<u>食料自給率の向上を目指すことが喫緊の課題であり、担い手の確保・育成対策の推進と併せて新たな農地政策として平成20年12月に「農地改革プラン」が示された。さらに、平成21年12月には食料の生産基盤である農用地の確保と有効活用を促進する農地利用集積円滑化事業の創設等を含んだ農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律が施行された。</u></p> <p><u>今回、農業経営基盤強化促進法の一部改正及び農業情勢等の変化を踏まえ、本県基本方針の一部見直しを行うものである。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>農業経営基盤の強化の促進に関する 基本方針</b></p> <p><b>1 基本方針策定及び見直しの趣旨</b></p> <p>平成5年8月制定された農業経営基盤強化促進法においては、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体が、地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を図り、農業経営基盤の強化を推進するための措置を総合的に講ずることとされている。</p> <p>このため、平成6年3月に県では「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」を、<u>市町村においては「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を策定し、</u>農業経営基盤の強化のための各般の施策に取り組んできたところである。</p> <p>国においては、<u>平成17年3月、今後の農政推進の具体的指針となる新しい「食料・農業・農村基本計画」を閣議決定し、食料自給率の向上や農業の構造改革の推進のため、認定農業者を基本とした担い手等への施策の集中化、重点化を進めていくこととされており、県、市町村、農業関係団体においては、これらの課題に対し、積極的に推進することが求められている。</u></p> <p><u>基本方針及び基本構想は、農業を取り巻く環境の変化及び農政の推進方向の変化に的確に対応するため、おおむね5年ごとに、その後の10年間につき定めることとされていることから、今般見直しを行い、本県農業・農村の健全な発展に向けた施策の更なる充実を図るものとする。</u></p>

## 2 基本方針の性格と役割

基本方針は、「やまなし農業ルネサンス大綱」に位置付けられている、認定農業者及び農業生産法人等を本県農業の相当部分を担う経営体として確保・育成を図るための推進指標とし、地域別に目標とする農業経営の姿を明確にするとともに、これらの経営体への農地の利用集積を促進し、本県農業の経営基盤の強化を促進する。

なお、基本方針は、市町村の基本構想策定の指針とするものとし、その計画期間は、平成21年度から10年間とする。

### 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

#### 1 農業生産の方向

本県の農業は、東京圏に近い有利な立地条件や変化に富んだ自然条件を活かしながら、果樹を中心に水稻、野菜、花き、畜産等の特色ある農業生産を展開している。今後は更に担い手の経営力の向上、産地基盤の強化、販路の拡大等に総合的に取り組み、「やまなし農業ルネサンス大綱」に掲げる「担い手が育つ高収益な農業の実現」、「魅力ある活気に満ちた農村の創造」の2つの目標の実現に向け農業生産を展開していく。

#### 2 施策の展開方向

今後10年を見通し、上記の農業生産を展開するため、これを担う農業経営の育成目標及び農業構造の明確化を図り、その実現に向けて各種施策を展開するものとする。

##### (1) 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標

地域の他産業従事者と均衡する労働時間と生涯所得が確保できる農業経営を確保・育成するとともに、これらの経営体が地域の農業生産の

## 2 基本方針の性格と役割

基本方針は「やまなし農業・農村活性化ビジョン」に位置付けられている、認定農業者、規模拡大志向農家及び農業生産法人を本県農業の相当部分を担う経営体として育成・確保を図るための推進指標とし、地域別に目標とする農業経営の姿を明確にするとともに、それらの経営体への農地の利用集積を促進し、本県農業の経営基盤の強化を促進する。

なお、基本方針は、市町村の基本構想策定の指針とするものとし、その計画期間は、平成17年度からの今後10年間とする。

### 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

#### 1 農業生産の方向

本県農業は、今後も少ない経営耕地を有効に活用するとともに、首都圏の大都市に隣接するという立地や盆地特有の気候条件を活かし、果樹や施設野菜、花き、養豚、養鶏等、収益性の高い労働集約型農業生産と、生産基盤の整備された地域においては稲作・酪農・肉用牛等土地利用型農業生産を展開する。

また、都市住民の農業・農村に対する関心の高まりに併せ、中山間地域の特色を生かした特産農産物や観光農業などを提供する付加価値型の収益性の高い農業生産を展開していく。

#### 2 施策の展開方向

今後10年を見通し、上記の農業生産を展開するため、これを担う農業経営の育成目標及び農業構造の明確化を図り、その実現に向けて各種施策を展開するものとする。

##### (1) 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標

地域の他産業従事者と均衡する労働時間と生涯所得が確保できる農業経営を育成・確保するとともに、これらの経営体が地域の農業生産の

相当部分を担うことが出来るような農業構造を確立することを目標とする。

主たる従事者 1 人あたり	
年間総労働時間	1, 800 時間
年間農業所得	550 万円

なお、市町村基本構想にあっては、中山間地域等における実状を考慮し農業経営の目標を設定する。

## (2) 施策の方向

望ましい農業経営及び農業構造の確立を図るため、効率的かつ安定的な農業経営の育成を基本として、目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする認定農業者への誘導を図る。

今後、新規就農者や企業の農業参入等、多様な担い手を確保し、認定農業者に育成するとともに、農村女性についても認定農業者として農業経営へ積極的に参画するよう推進する。

これらの農業者に対し、経営規模の拡大、資本装備の充実、雇用労働力の確保や労働条件の改善等、経営改善を促進する支援を重点的に実施するとともに、経営管理能力の向上のための研修等により、高度な技術と経営感覚を備えた経営体の育成に努め、経営の発展状況に応じ法人への移行を推進する。

また、地域農業の維持・発展のため、認定農業者、認定農業者志向農家、兼業農家及び自給的農家との間で地域資源の維持管理、補助労働力の提供等の面での役割分担を明確にし、相互にメリットを享受できるよう連携体制を整備するとともに、地域の実情に即した営農・生産組織を育成し、多様な担い手として位置づける。育成にあたっては、市町村、農業委員会、農業協同組合、普及センター等関係機関・団体が有機的に連携し組織化に向けた支援を行う。

相当部分を担うことが出来るような農業構造を確立することを目標とする。

主たる従事者 1 人あたり	
年間総労働時間	1, 800 時間
年間農業所得	550 万円

なお、市町村基本構想にあっては、中山間地域等における実状を考慮し農業経営の目標を設定する。

## (2) 施策の方向

望ましい農業経営及び農業構造の確立を図るため、効率的かつ安定的な農業経営の育成を基本として、目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする認定農業者への誘導を図る。

農村女性においても、認定農業者として農業経営へ積極的に参画するよう推進していく。

これらの農業者に対し、経営規模の拡大や資本装備の充実、雇用労働力の確保や労働条件の改善等、経営改善を促進する支援対策を重点的に実施するとともに、経営管理能力の向上のための研修等により、高度な技術と企業的経営感覚を備えた農業経営の育成に努め、経営管理の熟度の向上に応じて法人化への移行を誘導する。

また、地域農業の維持・発展のため、認定農業者、認定農業者志向農家及び安定的兼業農家、自給的兼業農家との間で地域資源の維持管理、補助労働力の提供等の面での役割分担を明確にし、相互にメリットを享受できるよう連携体制を整備するとともに、地域の実情に即した営農・生産組織を育成し、多様な担い手として位置づける。育成にあたっては、市町村、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等関係機関・団体が有機的に連携し組織化に向けた支援を行う。

(削除)

地域農業の中核となる担い手の確保・育成

- ・農業大学校等における新規就農希望者研修、経営者能力向上研修の実施
- ・融資制度の活用、家族経営協定の締結
- ・農業経営の法人化推進

- ・地域に根ざした大規模農業法人の育成・支援

地域の実情に応じた多様な担い手の確保・育成

- ・効率的かつ安定的な農業経営組織の育成

地域及び営農の実態等に応じた多様な生産組織を育成するとともに、経営の効率化を図る。

集落営農については、本県農業の多様な担い手のひとつに位置づけ、果樹栽培や中山間地域など、本県農業の実態にあった集落営農を育成する。

また、その一部については特定農業団体、特定農業法人への誘導を図る。

(削除)

- ・育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を補完する農作業受託組織等の育成

市町村、農協等が参画した農作業受託組織としての第三セクターやサービス事業体等の育成を図る。

土地基盤の整備

畑地及び水田の圃場整備、農業用排水路の整備、畑地かんがい施設整備、基幹及び幹線・支線・耕作農道の整備

さらに、遊休農地の発生防止及び有効活用を図るため、地域の実情に見合った担い手の育成、土地利用の明確化を進めるとともに、市町村が行う担い手への利用集積やそれが困難な地域における特定法人貸付事業等による遊休農地解消に向けた活動を支援する。

地域農業の中核となる担い手の確保・育成

- ・農業大学校新規就農希望者研修の実施、経営者能力向上研修
- ・融資制度の活用、家族経営協定の締結
- ・経営体としての体制が整った組織については、法人化を推進

- ・地域に根ざした大規模農業法人の育成・支援

地域の実情に応じた多様な担い手の確保・育成

- ・効率的かつ安定的な農業経営組織の育成

地域及び営農の実態等に応じた多様な生産組織を育成するとともに、経営の効率化を図る。

集落営農については、本県農業の多様な担い手のひとつに位置づけ、果樹栽培や中山間地域など、本県農業の実態にあった集落営農を育成する。

また、その一部については特定農業団体、特定農業法人への誘導を図る。

参入する特定法人に対しては、特定法人貸付事業等により支援する。

- ・育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を補完する受託組織等の育成

市町村、農協等が参画した受託組織としての第三セクターやサービス事業体等の育成を図る。

土地基盤の整備

畑地及び水田の圃場整備、農業用排水路の整備、畑地灌漑施設整備、基幹及び幹線・支線・耕作農道の整備

### 農地流動化の推進

利用権の設定等の推進、農作業受委託の推進、優良農地の確保・保全、遊休農地の発生防止と有効活用、農地利用集積円滑化事業の推進

労働力の確保

援農システム及び雇用労働力の供給体制の整備、高性能機械の効率的利用体制の構築

持続性の高い農業生産方式の推進

耕種農家と畜産農家の連携強化、堆肥施設の設置、環境保全型農業の推進、GAP（農業生産工程管理）の導入推進

流通・加工

集出荷施設整備、予冷・保冷施設整備、統一的出荷体制の整備、農業者と商工業者の連携（農商工連携）強化

技術開発

地域に適応した新技術の開発、遺伝子解析手法等の利用による優良品種、系統の育成選抜

#### （3） 地域別施策の方向

効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保を基本とした地域農業の維持・発展のため、地域の実態に即した方策を講ずることが必要である。このため、地域の地理的・地形的条件に加え、農業従事者、営農形態等農業の実態を考慮して、地域の実情に適合した農業経営を推進するものとする。

労働集約型農業地域

- ・施設野菜、花き、果樹を中心とした高収益型農業を展開する認定農業者の確保・育成を図る。
- ・既存樹園地の再編整備を行い、省力化、低コスト化、流動化に向けた

### 農地流動化及び遊休農地の農業上の利用推進

利用権の設定等の推進、農作業受委託の推進、優良農地の確保・保全、遊休農地の実態把握や遊休農地の農業上の利用推進を実施する市町村等への指導・助言・情報提供

労働力の確保

援農システムの整備、高能率機械の効率利用体制の構築、雇用労働力の供給体制の整備

持続性の高い農業生産方式の推進

耕種農家と畜産農家の連携強化、堆肥施設の設置、減化学合成農薬・減化学肥料生産技術の開発と普及

流通・加工

集出荷施設整備、予冷・保冷施設整備、統一的出荷体制の整備、消費者・食品加工業との連携強化

技術開発

新技術の地域適応技術への改善、バイオテクノロジー利用による優良品種の開発育成

#### （3） 地域別施策の方向

効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保を基本とした地域農業の維持・発展のため、地域の実態に即した方策を講ずることが必要である。このため、地域の地理・地形に加え、農業従事者、営農形態等農業の実態を考慮して、地域の実情に適合した農業経営を推進するものとする。

労働集約型農業地域

- ・施設野菜、花き、果樹を中心とした高収益型農業を展開する認定農業者の育成・確保を図る。
- ・既存樹園地の基盤整備を行い、省力化、低コスト化に向けた取り組み

取り組みを推進する。

- ・農繁期の労働力の確保のための援農システムを推進する。  
土地利用型農業地域
- ・農地の流動化を進め、輸入農畜産物に対応する低コスト生産を追求することが可能な認定農業者を確保・育成する。
- ・水稻を中心とした農作業受託を推進し、広域的な営農活動を推進する。
- ・規模拡大による経営の安定化を図るため、利用権設定等促進事業を活用し、農用地の利用集積を推進する。  
付加価値型農業地域
- ・認定農業者、認定農業者志向農家の育成を図るとともに、地域ぐるみによる生産体制の整備を推進する。
- ・地域ぐるみで生産から加工・流通まで一貫した供給体制を整備し、高付加価値を確保する特産品の産地形成及び地産地消の推進を図る。

## 第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1に示した目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、県下で展開している優良事例を踏まえつつ、代表的な営農類型の試算により例示的に示した。

(削除)

なお、市町村基本構想にあつては、これらを参考にして地域の実情に即した試算等を通じ農業経営の基本的指標とする。

### 1 試算の前提条件

(1) 経営形態と労働力構成

家族型農業経営においては、その労働力は原則として主たる従事者1

を推進する。

- ・農繁期の労働力の確保のための援農システムを推進する。  
土地利用型農業地域
- ・農地の流動化を進め、輸入農畜産物に対応する低コスト生産を追求することが可能な認定農業者を育成・確保する。
- ・水稻を中心とした農作業受託を推進し、広域的な営農活動を推進する。
- ・規模拡大による経営の安定化を図るため、利用権設定等促進事業を活用し、農用地の利用集積を推進する。  
付加価値型農業地域
- ・認定農業者、認定農業者志向農家の育成を図るとともに、地域ぐるみによる生産体制の整備を推進する。
- ・地域ぐるみで生産から加工・流通まで一貫した供給体制を整備し、高付加価値を確保する特産品の産地形成及び地産地消の推進を図る。

## 第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1に示した目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、県下で展開している優良事例を踏まえつつ、代表的な営農類型の試算により例示的に示した。

また、増加傾向にある法人化に対応するため、農地集積により経営の効率化や安定化の指標として法人タイプを加えた。

なお、市町村基本構想にあつては、これらを参考にして地域の実情に即した試算等を通じ農業経営の基本的指標とする。

### 1 試算の前提条件

(1) 経営形態と労働力構成

家族型農業経営においては、その労働力は原則として主たる従事者1

人、補助的従事者1～2人とし、各指標に主たる従事者に換算して示した。  
なお、不足する労働力は雇用により確保することとした。

(削除)

(2) 技術・装備水準

現時点である程度の普及が見込め、10年後には一般化する見通しのあ  
る技術水準によるものとする。

なお、具体的な技術・装備の選択にあつては、農業の自然循環機能の維  
持・増進に資するものを極力盛り込むこととした。

(3) 資本装備及び経営費

資本装備の取得価額、耐用年数及び経営費は、本県が作成した次の資料  
に準じ、経営費の変動を考慮し設定した。

なお、雇用労費は1時間あたり760円とした。

「農業経営指標(果樹・野菜・花き・作物・特作・畜産)

(平成22年2月一部改正)

(4) 農産物価格

最近の市場価格を参考に設定した。ただし、直売等にあつては実際の事  
例に基づく価格とした。

(5) 労働時間

主たる従事者の年間労働時間は1,800時間とし、補助従事者は900  
0時間とした。

(6) 所得

主たる従事者1人当たり550万円の所得を確保しうるものとした。

人、補助的従事者1～2人とし、各指標に主たる従事者に換算して示した。  
なお、不足する労働力は雇用により確保することとした。

農業法人経営においては、その労働力は原則として法人の構成員の主た  
る従事者3人とし、不足する労働力は雇用により確保することとした。

(2) 技術・装備水準

現時点である程度の普及が見込め、10年後には一般化する見通しのあ  
る技術水準によるものとする。

なお、具体的な技術・装備の選択にあつては、農業の自然循環機能の維  
持・増進に資するものを極力盛り込むこととした。

(3) 資本装備及び経営費

資本装備の取得価額、耐用年数及び経営費は、本県が作成した次の資料に準  
じることとした。

なお、雇用労費は1時間あたり760円とした。

「農業経営指標(果樹・野菜・花き・作物・特作・畜産)

(平成17年3月作成)

(4) 農産物価格

最近の5年間の市場価格の加重平均で算出した。ただし、直売等にあつ  
ては実際の事例に基づく価格ととした。

(5) 労働時間

主たる従事者の年間労働時間は1,800時間とし、補助従事者は900  
0時間とした。

(6) 所得

主たる従事者1人当たり550万円の所得を確保しうるものとした。

## 2 基本的指標の記述内容

農業経営の規模が一定以上になると、従来の経営では顕在化しなかった経営管理、雇用労働、資本投下に伴う負担の増大等が発生する。

これに対応するため、農業経営の基本的指標には経営規模以外に生産方式、経営管理の方法及び農業従事の様態等を示すものとする。

なお、これらの記述内容の留意事項は次のとおりとする。

### (1) 営農類型

代表的な営農類型を設定し、市町村基本構想における営農類型の組合せがしやすいよう配慮した。

### (2) 経営規模

経営規模は利用する農地等の面積とし、( )書きは裏作を示し全体の経営規模に加算しないものとした。

### (3) 生産方式

目標を達成するうえで重要な技術・作付体系及び資本装備を記述した。

なお、資本装備の欄に記述した施設・機械等は一般的なものであり、それと同様の機能を有するものをもって替えることができる。

(参考)

「農業経営指標(果樹・野菜・花き・作物・特作・畜産)

(平成22年2月一部改正)

### (4) 経営管理の方法

経営改善の目標を達成するため、農業者の知識、経験、技術及び設備を有効に活用するための経営管理手法を記述した。

### (5) 農業従事の様態等

経営体を担う人材を確保するための就業環境の改善に関する事項を記

## 2 基本的指標の記述内容

農業経営の規模が一定以上になると、従来の経営では顕在化しなかった経営管理、雇用労働、資本投下に伴う負担の増大等が発生する。

これに対応するため、農業経営の基本的指標には経営規模以外に生産方式、経営管理の方法及び農業従事の様態等を示すものとする。

なお、これらの記述内容の留意事項は次のとおりとする。

### (1) 営農類型

代表的な経営類型を設定し、市町村基本構想における営農類型の組合せがされやすいよう配慮した。

### (2) 経営規模

経営規模は利用する農地等の面積とし、( )書きは裏作を示し全体の経営規模に加算しないものとした。

### (3) 生産方式

目標を達成するうえで重要な技術・作付体系及び資本装備を記述した。

なお、資本装備の欄に記述した施設・機械等は一般的なものであり、それと同様の機能を有するものをもって替えることができる。

(参考)

「農業経営指標(果樹・野菜・花き・作物・特作・畜産)

(平成17年3月作成)

### (4) 経営管理の方法

経営改善の目標を達成するため、農業者の知識、経験、技術及び設備を有効に活用するための経営の仕方を記述した。

### (5) 農業従事の様態等

経営体を担う人材を確保するための就業環境の改善に関する事項を記

述した。

### 3 基本的指標

#### (1) 一覧表

大区分	中区分	小区分	番号	経営規模	備考
果樹	ブドウ専作	ハウス+露地	1	100a	
		露地	2	120a	
	モモ専作	ハウス+露地	3	130a	
		露地	4	150a	
果樹複合	杓ウ+モモ+ブドウ	雨よけハウス+露地	5	120a	
	ブドウ+モモ	露地	6	130a	
	モモ+モモ	露地	7	140a	
	ブドウ+モモ	露地	8	100a	
	モモ+ブドウ+加工柿	露地	9	140a	
果樹+野菜複合	モモ+イチゴ	露地+ハウス促成	10	100a	
	杓ウ+イチゴ	雨よけハウス+ハウス促成	11	70a	
	ブドウ+モモ+たらのき	露地+ハウスふかし	12	120a	
野菜	施設トマト	ハウス半促成・抑制	13	70a	
	トマト+キュウリ	ハウス半促成・抑制	14	70a	
	ナス+スイートコーン+ツケナ		15	255a	
	夏秋トマト+レタス		16	100a	高冷・中間地
	夏秋イチゴ+促成イチゴ		17	40a	高冷・中間地

述した。

### 3 基本的指標

#### (1) 一覧表

大区分	中区分	小区分	番号	経営規模	備考
果樹	ブドウ専作	ハウス+露地	1	100a	
		宅配露地	2	120a	
		法人タイプ	3	300a	仕入れ販売
	モモ専作	ハウス+露地	4	130a	
		露地	5	150a	
		法人タイプ	6	300a	仕入れ販売
	杓ウ+枯露柿	ハウス+観光(法人)	7	130a	仕入れ販売
	ブドウ+モモ	露地	8	100a	
	モモ+モモ	露地	9	130a	
	ブドウ+モモ	露地	10	100a	
	ブドウ+枯露柿	露地	11	110a	
	モモ+枯露柿	露地	12	110a	
果樹+野菜複合	ブドウ+イチゴ		13	60a	イチゴ観光
	ブドウ+枯露柿+施設トマト		14	80a	施設トマト半促成
野菜	施設トマト	半促成・抑制(法人)	15	120a	
	ナス+スイートコーン+ホウレンソウ+ツケナ+水稲		16	170a	
	雨除け夏秋トマト+レタス+ホウレンソウ+水稲		17	130a	高冷地中間地に限る
	夏秋イチゴ+春どりレタス+水稲		18	100a	高冷地に限る

花  ぎ	鉢花	ファレノプシス+シンビジウム	1 8	6 0 a	
		シクラメン他	1 9	6 0 a	
		クリスマスエリカ+ピオラ+ペゴニア+センパ+ルリア	2 0	3 5 a	高冷地
	切り花	バラ	2 1	3 0 a	
水  稲	水稲 + 麦 + 大豆		2 2	1 2 ha	
茶	生産・加工		2 3	2.5 ha	峡南
畜産	乳牛	自給飼料型・スタンション	2 4	4 0 頭	経産牛
		自給飼料型・フリストール	2 5	1 0 0 頭	経産牛
	肉牛	黒毛和種・肥育	2 6	1 0 0 頭	常時飼養
		交雑種・肥育	2 7	1 0 0 頭	常時飼養
	養豚	一貫	2 8	1 5 0 頭	種雌豚
	採卵鶏		2 9	1万羽	成鶏

( 2 ) 基本的指標 略

花  ぎ	鉢花	ファレノプシス	1 9	4 0 a	
		シクラメン他	2 0	8 0 a	
		クリスマスエリカ他	2 1	4 0 a	高冷地に限る
		シンビジウム他	2 2	4 0 a	高冷地に限る
	切り花	バラ	2 3	6 0 a	
	花壇苗	ピオラ他	2 4	8 0 a	高冷地に限る
作物・特作	水稲全作業受託 + 水稲 + 麦 + 大豆		2 5	2 4 ha	集落営農
	茶生産・加工		2 6	2.5 ha	峡南に限る
畜産	乳牛	自給飼料型・スタンション	2 7	経産牛 4 0 頭	
		自給飼料型・フリストール	2 8	経産牛 7 0 頭	
	肉牛	黒毛和種・肥育	2 9	常時飼養 1 0 0 頭	
		交雑種・肥育	3 0	常時飼養 2 0 0 頭	
	養豚	一貫	3 1	種雌豚 1 0 0 頭	
	採卵鶏		3 2	成鶏 2 万羽	

( 2 ) 基本的指標 略

### 第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標は次のとおりとする。

#### 1 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

地 域	効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
県 全 域	32%	

(注) 1 目標年次は平成31年度とする。

2 この目標は、個別経営体、組織経営体（大規模法人、参入企業）及び地域農業集団の農用地利用「基幹的作業を3作業以上実施している受託の面積を含む」面積シェアの目標である。

#### 2 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の面的な集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積については、より効率的な営農を可能とするため、分散したほ場を連担化し、面的なまとまりを持つ集積が望まれる。そこで、市町村等関係機関と連携し、農地利用集積円滑化事業や農地保有合理化事業等を強力に推進することで効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の面的な集積を図っていく。

### 第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標は次のとおりとする。

#### 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

地 域	効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
県 全 域	32%	

(注) 1 目標年次は平成27年度とする。

2 平成27年度の農用地面積は、耕地面積統計調査に基づき平成11年度から平成16年度までの耕地面積平均減少率を1.2%とし、平成16年度の耕地面積26,000haにこの減少率を10年分乗じて算出し、22,870haとした。

3 平成27年度の効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の利用の集積面積（農作業受託面積を含む）は認定農業者3,000経営体に4,500ha、基本構想水準到達農業者や集落営農組織等に2,820haを集積するものとし、7,320haとした。

#### 第4 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

##### 1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

第2で示すような営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の育成と、第3で示すこれらの経営への農用地の利用集積の目標を達成するには、本県の地域特性や農業構造、農業経営形態の動向等地域の実情を充分考慮した上で、従来にも増して積極的に農地流動化対策を推進していくことが必要である。

このため、県は関係各課、普及センター等県内の指導体制を整備するとともに、山梨県農業会議、山梨県農業協同組合中央会、(財)山梨県農業振興公社、山梨県土地改良事業団体連合会等県内の関係団体との間で山梨県担い手育成総合支援協議会等<sup>等</sup>の活動を通じて相互に十分な連携を図り、利用権設定等促進事業、農地保有合理化事業、農地利用集積円滑化事業等を柱として、農業経営基盤の強化の促進のための措置を講ずる。

また、このような農業経営基盤の強化の促進のための措置を集中的かつ重点的に実施し、これらの措置が効率的かつ安定的な農業経営の育成に効果的に結びつくよう、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積その他の農業経営基盤の強化を促進するための支援措置を集中化する農業経営改善計画認定制度をさらに推進する。

(1) 利用権設定等促進事業については、県下各地域の特性に即した営農類型における効率的かつ安定的な農業経営の育成と地域全体の農業の発展が図られるよう適切な運用を図り、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を農作業受委託も含めた形で推進する。

この場合、賃借料、農作業受託料金の適正化を図り、望ましい経営の発展に資するよう努める。

また、今後認定農業者に育成すべき新規就農者や企業の農業参入等、多様な担い手の確保に努め、これらの担い手への農用地の利用集積を推進する。

地域別には、労働集約型農業地域においては、労働力分散が図られる

#### 第4 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

##### 1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

第2で示すような営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の育成と、第3で示すこれらの経営への農用地の利用集積の目標を達成するには、本県の地域特性や農業構造、農業経営形態の動向等地域の実情を充分考慮した上で、従来にも増して積極的に農地流動化対策を推進していくことが必要である。

このため、県は関係各課、農業改良普及センター等県内の指導体制を整備するとともに、山梨県農業会議、山梨県農業協同組合中央会、山梨県農業振興公社、山梨県土地改良事業団体連合会等県内の関係団体との間で山梨県担い手育成総合支援協議会の活動を通じて相互に十分な連携を図り、利用権設定等促進事業、農地保有合理化事業等を柱として、農業経営基盤の強化の促進のための措置を講ずる。

また、このような農業経営基盤の強化の促進のための措置を集中的かつ重点的に実施し、これらの措置が効率的かつ安定的な農業経営の育成に効果的に結びつくよう、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積その他の農業経営基盤の強化を促進するための支援措置を集中化する農業経営改善計画認定制度をさらに推進する。

(1) 利用権設定等促進事業については、県下各地域の特性に即した営農類型における効率的かつ安定的な農業経営の育成と地域全体の農業の発展が図られるよう適切な運用を図り、効率的かつ安定的な農業経営への農用地の利用集積を農作業受委託も含めた形で推進する。

この場合、小作料、農作業受託料金の適正化を図り、望ましい経営の発展に資するよう努める。

また、新規就農者、新規参入者等、効率的かつ安定的な農業経営を目指そうとする多様な担い手の確保、育成に努め、これらの担い手への農用地の利用集積を推進する。

地域別には、労働集約型農業地域においては、労働力分散が図られる

作物、品種の導入や省力技術の導入等と併せて農地の管理や整備等を行う農業協同組合等の取組みを活用しつつ利用権設定等促進事業を実施し、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を推進する。

土地利用型農業地域においては、規模拡大による経営の安定化を図るため、利用権設定等促進事業及び農作業受委託を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を推進する。

付加価値型農業地域においては、地域特産品の振興等に向け、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るとともに、多様な担い手として高齢者や女性も含めた地域ぐるみの生産組織を育成し、これらの担い手への農用地の利用集積を推進する。

(2) 農用地利用改善事業については、地域における話し合いによる合意形成を通じ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を進めるため、地域担い手育成総合支援協議会等との連携を図りつつ、水田農業等土地利用型農業が主である集落であって、かつ、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落を中心に農用地利用改善団体の設立を推進するとともに、担い手が不足している集落においては、関係者の合意の下に、地区内農用地の受け手となり、その有効利用を図る組織経営体として、特定農業法人や特定農業団体の育成を図る。

(3) 地域農業生産の相当部分を担う、効率的かつ安定的な農業経営の確保・育成を図るため、普及センター等の県内の指導機関においては、地域担い手育成総合支援協議会、市町村、農業委員会、農業協同組合等地域の関係機関・団体との連携を進め、地域における指導機能の強化を図り、農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業については、各地域の特性を踏まえてその地域に適した事業を重点的、効果的に実施する。

作物、品種の導入や省力技術の導入等と併せて利用権設定等促進事業を実施し、効率的かつ安定的な農業経営への農用地の利用集積を推進する。

土地利用型農業地域においては、規模拡大による経営の安定化を図るため、利用権設定等促進事業及び農作業受委託を推進し、効率的かつ安定的な農業経営への農用地の利用集積を推進する。

付加価値型農業地域においては、地域特産品の振興等に向け、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るとともに、多様な担い手として高齢者や女性も含めた地域ぐるみの生産組織を育成し、これらの担い手への農用地の利用集積を推進する。

(2) 農用地利用改善事業については、地域における話し合いによる合意形成を通じ、効率的かつ安定的な農業経営への農用地の利用集積を進めるため、地域段階において設立される担い手総合支援協議会との連携を図りつつ、水田農業等土地利用型農業が主である集落であって、かつ、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落を中心に農用地利用改善団体の設立を推進するとともに、担い手が不足している集落においては、関係者の合意の下に、地区内農用地の受け手となり、その有効利用を図る組織経営体として、特定農業法人や特定農業団体の育成を図る。

(3) 地域農業生産の相当部分を担う、効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保を図るため、農業改良普及センター等の県内の指導機関においては、担い手育成総合支援協議会、市町村、農業委員会、農業協同組合等地域の関係機関・団体との連携を進め、地域における指導機能の強化を図り、農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業については、各地域の特性を踏まえてその地域に適した事業を重点的、効果的に実施する。

その際、小規模な兼業農家、高齢農家、土地持ち非農家等との連携に留意しながら、それらとの役割分担を明確にし、新規参入者も含めた認定農業者等の担い手を育成することに努める。

- (4) 県関係機関及び山梨県農業会議、山梨県農業協同組合中央会等関係団体との連携を強化し、効率的かつ安定的な農業経営のために必要な生産方式・経営管理の合理化、農業従事者の様態の改善のための研修、また経営指導、法人設立・運営の指導強化を図る。

## 2 県の区域を事業実施区域として農地保有合理化事業を行う法人に関する事項

- (1) 農業経営基盤強化促進法第4条第2項に定める農地保有合理化事業を行う法人は、(財)山梨県農業振興公社とする。
- (2) (財)山梨県農業振興公社は、市町村の承認を受けた農地利用集積円滑化団体との役割分担を図りながら、農用地等の中間保有、再配分機能を活用し、認定農業者等が効率的かつ安定的な農業経営を目指すことを支援するため、次に掲げる農地保有合理化事業を実施するものとする。

ア 農用地等を買入れ、又は借り受けて、当該農用地を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業

イ 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引き受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の無利子貸付を行う事業

ウ 農用地等を貸付けの方法により運用することを目的とする信託の

その際、小規模な兼業農家、高齢農家、土地持ち非農家等との連携に留意しながら、それらとの役割分担を明確にし、新規参入者も含めた認定農業者等の担い手を育成することに努める。

- (4) 県関係機関及び山梨県農業会議、山梨県農業協同組合中央会等関係団体との連携を強化し、効率的かつ安定的な農業経営のために必要な生産方式・経営管理の合理化、農業従事者の態様の改善のための研修、また経営指導、法人設立・運営の指導強化を図る。

## 2 県の区域を事業実施区域として農地保有合理化事業を行う法人に関する事項

- (1) 農業経営基盤強化促進法第4条第2項に定める農地保有合理化事業を行う法人は、山梨県農業振興公社とする。
- (2) 山梨県農業振興公社は、市町村の設立した農業振興公社等との役割分担を図りながら、農用地等の中間保有、再配分機能を活用し、認定農業者等が効率的かつ安定的な農業経営を目指すことを支援するため、次に掲げる農地保有合理化事業を実施するものとする。

ア 農用地等を買入れ、又は借り受けて、当該農用地を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業

イ 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引き受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の無利子貸付を行う事業

ウ 農用地等を貸付けの方法により運用することを目的とする信託の

## 引受を行う事業

工 農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農業生産法人に対し次に掲げるいずれかの出資を行い、及びその出資に伴い付与される持分又は株式を当該農業生産法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業

農地売買等事業により買い入れた農用地等の現物出資

アからウに掲げる事業により売り渡し、交換し、若しくは貸し付けた農用地等又は の現物出資に係る農用地等を利用して当該農業生産法人が行う農業経営の改善に必要な資金の出資

オ 農地売買等事業により買い入れ、又は借り受けた農用地等を利用して行う新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修、その他の事業

カ その他農地保有合理化事業に資するための事業

### 3 農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的な事項

県は、効率的かつ安定的な農業経営を志向する農業者の経営規模の拡大、農地の集団化等を促進するため、農地利用集積円滑化事業を積極的に推進する。

なお、農地利用集積円滑化事業の実施にあたっては、県段階の農地保有合理化法人である(財)山梨県農業振興公社と市町村の承認を受けた農地利用集積円滑化団体との十分な連携調整の下、効果的な推進を図る。

#### (1) 農地利用集積円滑化事業の基本的な推進の方針

農地利用集積円滑化事業の実施にあたっては、市町村の区域の全部又は一部を事業実施区域として農地利用集積円滑化事業を行う者である

## 引受を行う事業

工 農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農業生産法人に対し次に掲げるいずれかの出資を行い、及びその出資に伴い付与される持分又は株式を当該農業生産法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業

農地売買等事業により買い入れた農用地等の現物出資

アからウに掲げる事業により売り渡し、交換し、若しくは貸し付けた農用地等又は の現物出資に係る農用地等を利用して当該農業生産法人が行う農業経営の改善に必要な資金の出資

オ 農地売買等事業により買い入れ、又は借り受けた農用地等を利用して行う新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修、その他の事業

カ その他農地保有合理化事業に資するための事業

### 3 遊休農地等の農業上の利用の増進に関する基本的な事項

#### (1) 遊休農地等の概念

遊休農地等とは、農地であって現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれるも及び現在耕作されている農地であっても、高齢農家等が所有する農地について引き受け手がいないことにより今後遊休農地となるおそれがある農地のことをいう。

#### (2) 遊休農地等の所在等の把握

遊休農地等のうち、農業上の利用の増進を図る必要があるもの(以下

農地利用集積円滑化団体に関する事項、農地利用集積円滑化事業の実施単位として適当であると認められる区域の基準、その他実施の基準に関する事項について、市町村基本構想に定める必要がある。このため、県は市町村が当該事項を市町村基本構想に位置づけるための指導・助言等を行うものとする。

#### (2) 農地利用集積円滑化団体への支援体制の整備

県は、農地利用集積円滑化団体の機能の充実・強化を図るため、県段階では、山梨県担い手育成総合支援協議会及びその構成団体と十分な連携を図り、支援を行うものとする。

また、市町村段階での支援体制を整備するよう、地域担い手育成総合支援協議会及びその構成団体に対し、指導・助言等を行うものとする。

#### (3) 農地利用集積円滑化事業を支援するための施策

県は、農地利用集積円滑化団体が地域の実情に応じて実施する農地利用集積円滑化事業について、(財)山梨県農業振興公社が実施する農地保有合理化事業との役割分担を図りながら、担い手への農地の集積、さらには農地の面的な集積が効率的に行われるよう、農地利用集積事業や耕作放棄地再生活用促進事業等の活用などについて必要な指導・助言・情報提供等を行うこととする。

「要活用農地」という。)の所在、面積、現況等の把握に努める。

#### (3) 遊休農地等の農業上の利用の増進を図るための施策

遊休農地等の農業上の利用の増進は、農業経営の基盤の強化に資するものとなるよう、担い手への集積によってその効率的な利用を確保することを基本とする。

このため、地域の実情等に応じ、要活用農地の効率的な利用に向け、農地保有合理化作業、農用地利用改善事業、特定法人貸付事業を行うほか、要活用農地の所有者等に対して、適宜指導・勧告を行う等総合的かつ効果的な施策を推進する。

#### (4) 特定遊休農地の調停・裁定に係る方針

法第27条の4の規定による利用権の設定等に係る調停案の作成及びその勧告に当たっては、当事者、関係市町村及び関係機関・団体等の意向を十分に考慮し、これを行う。

また、法第27条の7の規定による特定利用権を設定すべき旨の裁定に当たっては、調停手続に際して得た情報、裁定申請書及び農地所有者等からの意見書によって把握した特定遊休農地の利用状況、農地所有者等の農業経営の状況、調停後における特定遊休農地の利用の状況等当該特定遊休農地の利用に関する諸事情を可能な限り幅広く、かつ、客観的に考慮し、慎重に行う。

### 4 特定法人貸付事業の実施に関する基本的な事項

#### (1) 特定法人貸付事業を実施する区域

特定法人貸付事業は、要活用農地が相当程度存在する区域であって、担い手確保の見通し等を踏まえて、市町村が特定法人貸付事業を実施することが適当であると認める区域(以下「実施区域」という。)において実施することとし、実施区域の範囲は、自然的経済的条件からみて営

農条件がおおむね同一と認められる地域を基本とする。

( 2 ) 特定法人貸付事業の実施主体

特定法人貸付事業の実施主体は、第4の2の( 1 )に掲げる山梨県農業振興公社、市町村又は市町村基本構想に定める農地保有合理化法人のうち、市町村基本構想に定める者とする。

( 3 ) 特定法人貸付事業における市町村等との連携

農用地の農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するよう、特定法人貸付事業の実施区域を有する市町村や関係機関・団体と連携し、特定法人に対する営農技術の指導や情報提供等の措置を講ずることにより、本事業の適正かつ円滑な実施を図る。